人口減少下における新たな地域コミュニティ構築事業
仕様書

１．目的

人口減少、少子高齢化、共働き世帯の増加など社会構造の大きな変化により、これまで地域を支える中心であった自治会等の地縁組織の存続が困難になってきている。たとえ人口が減少しても、つながりを維持できるよう多様な主体が共に支え合いながら豊かに暮らし続けられる地域づくりを進めていくために、新たな地域コミュニティの構築に取り組んでいく。

本業務では、人口が減少しても人や団体のつながりによって地域を支えていけるよう、住みよい地域を市民の手で育む、自立的な地域づくりへの機運を醸成していくためのきっかけとなるワークショップを開催するとともに、この対話を通じて集約された声を参考に、本市のこれからの地域づくりの方針となる「地域協働の方針（案）（以下、方針案とする。）」として取りまとめるためのプロセスを設計し、舞鶴市らしい新たな地域コミュニティの構築に向けた方向性を示すことを目的とする。

２．本業務の実施

（１）本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
（２）本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
（３）本業務の実施にあたり、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
（４）本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
（５）本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに協議を行い、指示を仰ぐこと。

３．本業務内容

本業務の概要を示したものであり、実施に当たっては、十分に打ち合わせを行うこと。

（１）ワークショップの開催に関すること

本業務を受託した事業者は次の業務を行うものとし、ワークショップの実施に当たっては、具体的な手法を明確にするなど、事前に市と十分に協議すること。

◯実施方法

・市内全域で自立的な地域づくりへの機運の醸成が進むようなワークショップの展開を提案すること。（最低7回の実施）（会場の手配及び使用料は市側が負担する。）

・ワークショップは１１月末までに全地域での実施を終えること。

◯参加者

ワークショップの参加者は、地域で活動している様々な団体や住民からの参加を想定し、１回の参加人数の目安を概ね３０名とすること。

◯ワークショップの内容

・ワークショップの基本的なルールや近年の全国的な地域コミュニティの現状、対応などを説明するための資料を準備するものとする。

・ワークショップは単なる意見集約に留まらず、対話を通じて参加者が地域の課題を認識するだけでなく、他の団体の活動を知ることで得られたつながりをもとにワークショップ後の自発的な取り組みが生まれる内容を提案すること。

・後述の方針案を策定するための参考となる意見が抽出される内容となっていること。

◯その他業務内容

・事前準備として、参加者の募集のためのチラシデータの作成を行うこと。（印刷は市が行う。）

・ワークショップの実施に必要な物品などの準備、資料の作成（地域課題の整理等）、印刷などを行うこと。
　なお、資料の作成に当たっては、発注者と十分に協議を行うこと。（地域データについては市が情報提供を行う。）
・当日の運営として、会場設営、参加者の受付・案内、ワークショップの進行、ファシリテーターの配置、議論の取りまとめをおこなうこと。
・各回のワークショップ終了後、ワークショップの実施内容をまとめた開催報告資料を作成すること。本資料については市ホームページ等に掲載するほか、当該地域に提供することとする。（印刷は市が行う。）

◯成果物
・各ワークショップ報告書

（２）地域協働の方針案の策定に関すること
　本業務を受託した事業者は次の業務を行うものとし、方針案の策定を進めるためのプロセスの設計に当たっては、市と十分に協議するものとする。
　なお、本方針案は、人口減少社会においても誰もが安心して暮らせるよう、行政と市民が目指すべき将来像を共有できる地域コミュニティのコンセプトが明確に示されていることとする。

◯実施方法
・（１）のワークショップを通じて得られた各地域の課題や理想を整理し、方針案に反映させること。
・市民協働推進課と複数回協議の場をもちながら方針案を策定すること。なお、協議において、行政以外の団体とのヒアリングも必須とするが、団体の選定については市民協働推進課と協議の上決定すること。（５回程度を想定。）
※なお、ヒアリング対象者への謝金及び交通費等は発生しないものとする。

◯成果物
・地域協働の方針案中間報告書（11月提出）
・ワークショップ分析結果
・各種ヒアリング報告書
・地域協働の方針案（データ）（A４用紙４ページ程度）

（３）業務報告
　業務の進捗状況等を把握するため、市の求めに応じて業務の状況を報告するものとする。報告の方法については、対面の他、メールやWEB会議等によるものとし、協議録の作成を行うこと。

４．業務計画書
　受託者は、契約後すみやかに業務計画書を作成し、調査職員に提出して承諾を得なければならない。

５．成果品検査
　本業務の完了後、成果品を提出し検査を受けるものとし、本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

６．成果品
（１）成果品は各ワークショップ報告書、地域協働の方針案中間報告書、ワークショップ分析結果、各種ヒアリング報告書、地域協働の方針案（データ）、業務報告書とし、製本及び電子媒体による。
（２）製本による業務報告書は、カラー刷りで２部提出するものとする。
（３）電子媒体による成果品は、１部提出するものとする。
（４）業務報告書には、業務全般についての報告のほか、実施事業ごとに事業の目的、目標（定性または定量）、事業内容、事業実施の様子がわかる写真、使用した

資料や募集広告、事業効果等を記入すること。

７．成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は全て舞鶴市の管理及び帰属とし、受託者は成果品を第三者に公表又は貸与してはならない。

以上